

## 第35回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日(金) 午後2時00分から午後4時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席17番 瀧井 和雄 委員  
議席18番 西田 くみ子 委員

## 8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第161号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第162号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第163号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第164号 農用地利用集積計画の決定について

○議案第165号 令和5年度農用地利用集積等促進の計画案について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

事務局長 地平 勝弥

局次長 村田 浩司

係長 澤田 均

係長 谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席17番瀧井和雄委員と、議席18番西田くみ子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第161号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

はじめに、3条調書、整理番号11について審議いたします。

なお、議席9番奥村委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【奥村委員 退席】

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第161号、整理番号11について説明します。議案書は2ページ、調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

譲渡人は、住宅地に近い農地につき、農薬散布等で苦慮していたところ、別農地の借用が見込まれたため、自宅の隣接地で家庭菜園を希望する譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は当該農地の隣接居住者であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号11については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

4月21日、譲渡人、譲受人立会いのもと、双方から説明を受けました。譲渡

人はこの農地が茶畑でありましたが、通年薬剤防除しなければ十分な良質のお茶が収穫できず、防除するたびに隣接する方々に迷惑がかかることを苦慮されておられました。譲受人は、家の隣地であるこの農地を再度伐根し、家庭菜園として多種多様の野菜等を栽培することを目的に、譲っていただくようお願いされたところ、快くご承諾をされ、売買に至りました。特に譲受人は、生産意欲が強く、新規就農に等しい方です。許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号19橋本です。

現在、譲受人が菜園を耕作されています。譲受後も引き続き菜園として耕作されることから、農地利用の最適化を推進するにあたり、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号11について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号11については、許可とすることに決定いたします。

それでは、奥村委員の入室、着席を求めます。

【奥村委員 入室・着席】

議 長 続きまして、3条調書、整理番号12について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号12について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は先代から当地で耕作・

管理を行っており、これまで同様に、申請地にて茶の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号12については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

令和5年5月9日、申請者立会いのもと、橋本推進委員と3名で現地確認を行いました。譲受人は以前から農地として活用しておられます。譲渡人には他県にお住まいで、今後、農地として活用していただくことを大変喜んでおられ、名義変更に応じられました。現在申請地には茶が栽培されております。継続されることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号19橋本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号19橋本です。

現在も譲受人が茶畑として耕作されており、譲受後も引き続き耕作されることで、農地利用の最適化を推進するにあたり、問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号12について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号12については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号13については、次の整理番号14と関連がございますので一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号13、整理番号14について順に説明します。まず、整理番号13についての参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号14について説明します。参考図は同様に5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

譲渡人は高齢により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。

なお、当該譲受人は整理番号13番と同一人であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号13および整理番号14については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

申請地は青地ではありますが、水の便も悪く、耕作は大変なところですが。整理番号13、14は、譲渡人の親元にあたり、一括で土地を耕作をしてもらえよう話をされました。譲受人は、農業従事者が3名おり、農作業の請負や農機具の販売等々を行っている方で、農業に対しては精通されており、今後も水稻を作付されるにおいて何ら問題ないものと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号22清水推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号22清水です。

譲受人は、水稻を栽培されながら、春には苗を供給、また、秋には乾燥、もみすりをされている大型の農家です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号13、整理番号14を一括してお伺ひします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号13について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号13については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号14について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号15について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号15について説明します。調書は4ページ、参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、居住が遠方により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて果物の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号15については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

当該地は、水稻ではなくほとんどが畑ですが、大部分は不耕作で、そのうち何名かだけが少しの畑をされているところです。今回、譲渡人は、相続によってこの土地を取得されましたが、お住まいが市外で管理ができず、知り合いである譲受人と相談をされました。贈与による形で今回の話が成立しました。また譲受人は現在、畑を広げて頑張っているいろんなことをやっておられる最中です。今後も、

農地として活用されていくことと思いますので何ら問題はないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号24岡本推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗読させます。

事 務 局 農地利用の最適化の推進には問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号15について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号15については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号16について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号16について説明します。参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、居住が遠方により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は家庭菜園付き物件として購入され、この機に移住される見込みであり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号16については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号11番田村です。  
北林推進委員と私で現地確認をしました。譲渡人は、空き家と畑地を相続されましたが、現在市外にお住まいで、管理もできないことから、空き家バンクに登録をされました。その後、畑付きの住居を希望される方が見つかったことから、売買の話がまとまりました。申請地は住居に隣接しており、管理もしやすいことから、周辺農地への影響もなく、支障はありません。地域の承諾も得られております。農地を守っていただける方が地域に入っただけは喜ばしいことであり、移転目的に問題はなく妥当で、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号30北林推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗読させます。
- 事務局 申請地は、宅地に隣接した農地で土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号16について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号17について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号17について説明します。参考図は11ページから14ページです。申請地は、参考図12ページについては農業振興地域内の青地で、参考図14ページは農業振興地域内の白地農地です。  
転居により農地の管理ができなくなり処分を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されま

した。田は以前から隣接地と一体で耕作をしており、これまで同様に申請地にて  
水稲の栽培を行う予定です。また畑については、自宅近接地であり、露地野菜の  
栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許  
可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号17については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

4月16日に、和田推進委員と譲受人とで現地確認しました。田は、譲受人に  
より既に耕作されており、農地として守ってこられ、今後も今まで通り管理さ  
れ、農地として守っていかれます。畑は、譲受人の自宅周辺で、畑として今後使  
用されます。譲渡人の住まいは売却され、市外にお住まいです。このことから、  
地域においては、田と畑を守ってもらえることとなり、許可相当と考えます。ご  
審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号34和田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号34和田です。

取得される田の周辺は水稲の作付地であり、取得後もこれまでと同じ耕作をさ  
れるため、周辺農地の農業上の耕作に影響を及ぼすことはありません。畑も周辺  
は露地野菜の耕作地でもあり、取得後もこれまでと同様の露地野菜を耕作されま  
す。問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問  
等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号17について採決いたしま  
す。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号18について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号18について説明します。参考図は15ページ、16ページです。申請地は、農業振興地域内の青地です。  
当該農地は相続人不存在により、相続財産管理人が管理業務を行っており、農地に隣接する空き家を購入された譲受人とで農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号18については、議席13番福井委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号13番福井です。  
4月8日、和田推進委員と譲受人夫妻と不動産会社と地元改良組合長同席にて現地確認しました。状況説明を受け、地域の方々に迷惑がかからないようにしていただけることを確認しました。譲受人が農地を守っていただけることになり、私たちは、本当に心からありがたく、思っております。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 続いて、区域番号34和田推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号34和田です。  
譲渡人は相続管理人です。地権者は他界され、その管理を弁護士がされています。今回、不動産会社を通して売却されます。田は、立地条件もよく、譲受人も、以前に農業の従事経験もあり、耕作機械も準備をされています。また地元区の農業組織にも積極的に参加し、地域農業への取り組みに対する思いもお話されています。現在耕作者に対して、来年以降、地権者の変更の案内もしていただく予定にしています。以上の点から農業者の確保および遊休農地の発生防止に関する農地利用の最適化の推進に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 議 長 緩利委員。

緩利農委 議席1番、緩利です。  
譲受人の欄、農業従事者が3名、自作0、借入0、貸付0、また県外在住の方とありますが、今後ここへ農業をしに来られるのでしょうか。

事務局 農業従事者の3名は、本人、配偶者、子の合計3名です。3名で協力しながら農業従事されると聞いています。作業歴も7年ほどの記載があります。住所については、申請時では県外となっていますが、空き家を購入されましたので、将来的にはこちらに移り住まれ、耕作される見込みと考えます。

緩利農委 わかりました。

議長 小倉委員。

小倉農委 議席7番、小倉です。  
今の質問に関連して、この経営面積等の記載については、現況の経営面積なので、従事者は0人としなければならないと思います。それで、説明の中で従事者は3人とすべきです。そうでないと今のような質問が出てくると思います。記載方法については見直していただきたい。  
4月から下限面積要件が撤廃となっているので、今後たくさん出てくると予想されます。また、虚偽の移住申請で購入転売も考えられないこともないので、対応について熟考いただきたい。

事務局 ご指摘いただいた記載方法については、現状の農業従事者で今後改めます。  
また、令和5年4月1日から下限面積が撤廃されたことにより、今まで農地を取得できなかった方も農地を取得することができるようになりましたので、3条申請は今後増加すると想定されます。ついては、ご指摘いただいた投機目的、または転売目的での申請の可能性も考えられることから、十分に申請については注視していきます。

小倉農委 よろしく申し上げます。

議長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号18について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号19について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19について説明します。調書は5ページ、参考図は17ページ、18ページです。申請地は、農業振興地域内の白地です。

譲渡人は農地の持ち分として2分の1を所有していますが、高齢により農地の管理が行えないことから、残る2分の1を所有する譲受人と、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は譲渡人と親子関係であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号19については、議席19番、私北田が説明いたします。

担当農委 譲受人、譲渡人は親子です。譲渡人は高齢でもあり、譲渡人に耕作を約束することで話を進められ、現状は草が茂っていますが、今後はしっかり管理をされ、野菜作りをされることです。何ら、問題はないと判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号43植西推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号43植西です。

事務局並びに北田農業委員からの説明どおりで、特に意見はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号19について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。  
議案第161号については、以上であります。

議長 続きます。議案第162号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議  
について」を議題といたします。

4条調書、整理番号4については、次の整理番号5と関連がございますので、  
一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第162号、整理番号4、整理番号5について説明します。議案書は6ペ  
ージ、調書は7ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21  
ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請地を農業用倉庫にするための申請です。申請地は第2種農地ですが、耕作地  
の隣接地であり、耕作を営む上での農業用倉庫利用のため、用地選定はやむを得な  
いと考えられます。新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害  
はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし  
ていると判断しました。

続きます。整理番号5について説明します。参考図は22ページ、23ペー  
ジ、土地利用計画図は24ページです。申請人は整理番号4番と同一人です。申請  
地は、市街化調整区域内の第3種農地であり、申請地を住宅にするための申請で  
す。

新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考え  
ます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし  
ていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号4および整理番号5については、議席4番保井委員、説明  
をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

4月23日、申請者の代理人から説明を受け、現地を確認しました。整理番号  
4の申請地は、現在スレートぶきの倉庫が建っています。周辺は、山林と雑草  
地、農道に囲まれた角地で、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。農業用  
倉庫は近隣の農家に農業用機械倉庫として貸し出される予定です。許可相当と判

断します。

整理番号5の住宅ですが、同日現地を確認しました。事務所兼住宅で建設されています。周辺は、住宅地と小さな畑地がある程度で、近隣農地への影響はなく、排水等についても適正に処理されています。許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続いて、区域番号10奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見を朗読させます。

事 務 局 申請地は不耕作で、農地利用の最適化にも影響なく、地元改良組合長の同意も得られております。許可相当と判断されます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号4、整理番号5一括してお伺ひします。

議 長 松下委員。

松下農委 議席8番、松下です。  
2つの物件の固定資産税の扱いはどのようになりますか。

事 務 局 4条調書、整理番号4ならびに整理番号5で、登記地目と現況地目の記載があります。登記地目の整理番号4は田、現況地目は宅地、整理番号5の登記地目は畑、現況地目は宅地となっております。固定資産税の課税については現況課税です。

松下農委 わかりました。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、4条調書、整理番号4について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして4条調書、整理番号5について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号5については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、4条調書、整理番号6について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号6について説明します。参考図は25ページ、26ページ、土地利用  
計画図は27ページ、28ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農  
地です。  
申請地を庭にするための申請です。申請地に隣接する農地はなく、新たな造成  
工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地  
転用に際し、地元関係者の同意は得られております。  
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た  
していると判断しました。以上です。
- 議 長 4条調書、整理番号6については、議席11番田村委員、説明をお願いしま  
す。
- 担当農委 議席番号11番田村です。  
森地推進委員と私とでそれぞれ現地確認をしました。申請者は現在市外にお住  
まいです。申請地は地目田として登記されており、現況は少し荒れていますが、  
庭木などが植えられていることと、宅地と隣接していることから、宅地の一部と  
して地目を変更し、庭として管理されます。地元の承諾は得られています。周辺  
農地への影響はないことから許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく願  
いします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号29森地推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号29森地です。  
田村委員の説明どおりで、特段問題はありません。ご審議のほどよろしく願  
いいたします。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号6について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号6については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、4条調書、整理番号7について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号7について説明します。参考図は29ページ、30ページ、土地利用計画図は31ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請地を庭にするための申請です。申請地に隣接する農地はなく、新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　4条調書、整理番号7については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号12番田井中です。

4月30日、鶉飼推進委員とともに現地を確認し、申請者から説明を受けました。本宅の北側にあるこの場所を庭として転用し、ハナミズキやハス等を植栽されています。本宅と一体的に利用されるものです。周辺の農地に影響はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　続いて、区域番号39鶉飼推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 　区域番号39鶉飼です。

申請地は宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農

地利用の最適化の推進に支障ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号7について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、4条調書、整理番号8について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号8について説明します。参考図は32ページ、33ページ、土地利用計画図は34ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請地を庭にするための申請です。新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　4条調書、整理番号8については、議席19番、私北田が、説明いたします。

担当農委 　現地確認は、関谷推進委員とともに4月21日に行いました。申請者は高齢で、県外にお住まいの子の住居へ転出されます。この度財産を整理するため転用申請されました。何ら問題はありません。ご審議のほどよろしく願いします。

議長 　続いて、区域番号45関谷推進委員、意見をお願いします。

担当推委 　区域番号45関谷です。  
農地利用の最適化の推進に支障ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号8について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号8については、許可とすることに決定いたします。  
議案第162号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号7について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第163号、整理番号7について説明します。調書は10ページ、参考図は35ページ、36ページ、土地利用計画図は37ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、児童クラブにおける送迎用駐車場整備を目的とする、農地の売買です。申請によると、市の放課後児童クラブ整備において、当該地域では地域の公民館を一時借用し運営しているものの、利用児童数が増加していることから、学校敷地に新たに施設整備をすることになり、この際、保護者が児童を送迎するための駐車スペースが必要となることから、28台分の駐車場として利用されます。申請地は第2種農地ですが、前面道路は交通量が多く、道路横断の際の危険を回避するなど、児童の安全確保の観点から、学校敷地に隣接する当該申請地のほかに、適当な代替地がなかったことから、選定はやむを得ないと考えられます。造成工事については、アスファルト舗装とされ、敷地周囲に設置する排水路に向けて地表水が流れるよう整地を行われます。雨水排水は排水路を経由して、学校用地の既設水路に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号7については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。

4月19日に、池本推進委員とともに申請者から説明を受けました。何ら問題ないということです。現在この土地は、田んぼ教育に使われていますが、グラウンドから近いことで駐車場にされます。代替地は隣地を賃借されます。工事に際し、農繁期にもかかることから考慮いただくよう申しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号2池本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 小学校内の児童クラブ増設に伴い、送迎用駐車場が不足となってきたため、小学校運動場に隣接した農地を取得し、駐車場を広げる計画がされております。周辺農地に影響なく集落が進める農地利用最適化推進には支障はありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号7については採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号8について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8について説明します。参考図は38ページ、39ページ、土地利用計画図は40ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、自己居住用一戸建て専用住宅を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、鉄骨造2階建て、建築面積77.72平方メートルの住宅を建築されます。建ぺい率は46.26パーセントです。区域内は全体的に盛土をされま

す。敷地境界にはブロックを設置し、法面は隣接所有地を利用し安定勾配とすることで周辺への土砂流出を防止されます。雨水排水は、敷地内に設ける柵で集水し、道路側溝に放流されるほか、汚水排水は公共下水道への放流処理とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号8については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

譲渡人と譲受人は親子です。実家の近くに家を建てて帰ってこられます。土地利用計画図のとおり、北側は市道が通っており、西側、東側は宅地および農舎があり、南側は水路です。近隣に農地はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号3徳地推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号3徳地です。

5月12日、現地確認を行いました。宅地、道路、河川に囲まれた畑であり、周辺農地に影響はありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号8について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号8については、許可とすることに決定いたします。

なお、都市計画法第29条について、別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議長 続きまして、5条調書、整理番号9について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9について説明します。参考図は41ページ、42ページ、土地利用計画図は43ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、住宅敷地に隣接する農地を、駐車場及び庭とする目的の、農地の売買です。自己所有地が狭く、親族の駐車スペースが確保できないことから、自宅隣接地で利便性がよい申請地を、駐車場および庭として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理するほか、西側農地は申請地から一段高い位置にあること、東側農地との間には素掘りの既設水路があることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。隣地に農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金については、自己資金とされ、預金通帳にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号9については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

岡崎推進委員とともに4月13日に現地確認を行い、聞き取りを行いました。登記地目は田ですが、現況は畑であり、現在も譲受人が畑として管理されています。申請者である譲受人は、自宅敷地が狭隘であり、駐車に苦慮されていましたが、譲渡人と話がまとまり、申請に至りました。譲受人は、自宅の裏側になる当該土地を駐車場と、庭として利用される予定ですが、周辺の農地等とは一段低い位置にあり、水利についても問題なく、また特段の工事も実施されないことから、土砂および排水の流出はないと考えます。当該土地の利用目的等を勘案し、特に問題もなく、許可することが妥当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号7岡崎推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗読させます。

事務局 当該地は譲受人の先代が借り受け、以来自宅の裏で家庭菜園として使っていました。その後、家族が増え、3世代が同居するようになり、息子夫婦の駐車場が必

要になったため、購入し転用するものです。農地利用最適化の推進に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号9について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号9については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、5条調書、整理番号10について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号10について説明します。参考図は44ページ、45ページ、土地利用計画図は46ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。  
申請内容は、露天の駐車場を目的とする、農地の売買です。譲受人は、申請地の東100mに位置する工場にてマスク等の医療用品製造を行っており、敷地内での従業員駐車スペースが確保できないことから、以前から申請地隣接地に駐車場用地として借り受けし利用されてきました。しかし、引き続き従業員用駐車場が不足をしていることから、今回、既設駐車場を拡張するために申請されました。これまで借地利用されてきた駐車場と地続きであり、雨水排水は、自然浸透にて処理されるほか、新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　5条調書、整理番号10については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号4番保井です。  
5月15日に代理人から申請を受け、福野推進委員と現地確認を行いました。

申請地の現況は雑種地となっており、譲受人の会社の露天砂利敷駐車場の両端に位置しています。既存駐車場を拡張されます。周辺農地への排水による影響もなく、地元改良組合長その他隣接等の承諾も得られていることから、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号9福野推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号9福野です。

申請地は、駐車場に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落がすすめる農地利用の最適化の推進に支障ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号10について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号10については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号11について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号11について説明します。参考図は47ページ、48ページ、土地利用計画図は49ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。譲受人は、医薬品供給のための工場増設に伴い、今後運送業者の出入りが増えると想定され、運送業者用トラックの駐車スペースが必要となり計画されました。申請地は第2種農地ですが、工場周辺の土地で規模が確保でき、工場と隣接することで搬入運搬が安全で効率的に行える土地が他になかったことから、選定はやむを得ないと考えられます。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し14台分の駐車場を整備されます。車両出入りとして、市道に間口12mのスロープを整備するほか、進入路以外は道路に沿

って車止めを配置し、安全対策をされます。造成計画については、表土鋤取り、地盤改良の上、碎石にて舗装されます。雨水排水は自然地下浸透により処理されるほか、敷地東側設置のU字溝および柵を通じて集水し、管により河川放流されます。また、申請地周囲は緑地とするほか、全体が河川で隔てられていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号11については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲受人は医薬品を製造販売をされています。近年、需要が多く、製造工程と工場を増設されています。現在、新倉庫建設を進められており、今後運送業者の出入りも増えると想定され、輸送トラック用の駐車場が必要となり、工場北側の農地を譲っていただくようお願いされました。この農地は茶畑で、譲渡人のうち1名は、7年前までは耕作されていましたが、現在は不耕作となっています。またもう1名の譲渡人の農地は、県道改修時の際の一部が残っていることが判明し、農地として利用できないことから売買に応じられました。

施工後、排水対策は、周囲に排水溝を敷設し、一箇所に集水し、隣の河川へ放流されます。地元区長、改良組合長の許可は得ておられます。許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号18箭田です。

農地利用の最適化の推進に支障ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

- 議 長           ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号11について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員           【挙手全員】
- 議 長           挙手全員でございます。  
よって、整理番号11については、許可とすることに決定いたします。  
また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と同時許可となります。
- 議 長           続きまして、5条調書、整理番号12について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局           整理番号12について説明します。参考図は50ページ、51ページ、土地利用計画図は52ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。  
申請内容は、車庫および通路・転回場を目的とする、農地の使用貸借です。申請によると、隣接地で経営する仕事用車両を購入予定であるほか、親族の帰省に伴う車両スペースの確保が必要であり、格納する車庫と敷地内で旋回するための舗装整備を計画されています。転回部はコンクリートで仕上げられるため、土砂搬入はありません。雨水排水は、敷地内の既設雨水桝に向けて地表水が流れるよう整地され、排水は雨水管を経由して道路側溝に放流されます。以上から、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長           5条調書、整理番号12については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委           議席番号9番奥村です。  
令和5年5月14日、服部推進委員と現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は親子です。申請地は住宅敷地内です。所有する車が増えたための申請です。許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長           続いて、区域番号21服部推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号21服部です。  
農地利用の最適化の推進に支障ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号12について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号12については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号13について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号13について説明します。調書は12ページ、参考図は53ページ、54ページ、土地利用計画図は55ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、陶器製品置場を目的とする、農地の売買です。申請によると、経営する陶器製造工場において作業場が手狭になっており、製品出荷までの置場確保のために計画されています。申請地は第2種農地ですが、譲受人の経営する工場近くで、製品出荷までの間に効率的に活用できる土地が他になかったことから、選定はやむを得ないと考えられます。隣接市道から間口3mの進入路とし、切土・盛土により整備するほか、法面は安定勾配とされます。進入路以外の造成はなく雨水排水は自然地下浸透にて処理されます。以上から、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号13については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号12番田井中です。
- 4月20日に鶉飼推進委員と現地確認をし、説明を受けました。譲受人は、市内で陶器の製造販売を営んでおられ、現工場の二階を主な陶器製品の保管場所としておられましたが、手狭となってきたことから、製品の置き場を探しておられました。この度、譲渡の話がまとまり、申請に至りました。当該農地は、大戸川に近接しております。この大戸川の浚渫工事に伴って、公共残土がこの農地に高く積まれ、市道より約3m高くなっております。露天の製品置き場のスペースは平たんとなっており、進入路以外はほとんど造成はありません。置き場の雨水等は自然浸透処理であり、また周辺農地は不耕作地であり、農業上の問題はないものと考えられ、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号39鶉飼推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号39鶉飼です。
- 申請地は、長年遊休農地となっていた土地で、土地改良事業には該当せず、地域が進める農地利用の最適化の推進に支障ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号13について採決いたします。
- 賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号13については、許可とすることに決定いたします。
- 議案第163号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第164号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第164号について説明します。議案書は13ページからです。
- 今月の決定は2件です。14ページからの利用権設定総括表をご覧ください。

賃貸借権の設定の面積は3,786平方メートルです。借り手、貸し手および農地の所在、面積、期間等は、15ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手の農地台帳による経営状況は16ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第164号について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、議案第164号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。

議案第164号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第165号「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第165号について説明します。議案書は17ページからです。

農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。

この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

ここで、議案164号との違いを説明します。これまでは、農地の貸借の仕組みとして、市町による「農用地利用集積計画」に基づく、①出し手受け手の相対による利用権設定と、②農地中間管理機構による貸借、いわゆる出し手受け手のマッチングが行われてきました。

しかしながら、先般の法改正により、今年度からは①出し手受け手の相対による利用権設定が2年間の経過措置、令和6年度末までをもって終了となり、②農地中間管理機構による貸借は廃止されることとなりました。よって、議案第164号は当該経過措置の規定により相対による利用権設定についてお諮りしたもの

であり、将来、令和6年度末には「農用地利用集積計画の決定」についての案件をお諮りすることはなくなります。

なお、前月、前々月は新たな仕組みとなる「農用地利用集積等促進計画」での貸借申請がなかったことから案件はありませんでしたが、今回その申請があったことから本案件として意見を伺っている次第となります。

この新たな仕組みにおいては、地域計画の目標地図に基づいて農地貸借の権利設定を行うこととなりますが、計画が未策定の地域においては、受け手が既存の「人・農地プラン」の中心的な役割を果たしているかどうか、またすでに中間管理機構から農地を借り受けている場合など、個々に審査して対応することとなります。今回、受け手となるものは、いずれも「人・農地プラン」の中心的な役割を果たしており、将来的に地域計画の目標地図と合致することが見込まれます。

それでは、18ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）の農地の所在、面積、期間等は記載のとおりです。また、賃貸借権の設定の面積は、合計6,743平方メートルです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

中島農委 　議席10番中島です。  
令和6年度末から、中間管理機構を介さないということによいのですか。

事務局 　法改正により、令和6年度末までは、経過措置として、利用権の集積計画は運用できることとなっています。以降は、集積計画はなくなり、促進計画のみになります。  
また、令和5年4月から中間管理機構のマッチングは廃止され、地域計画により農地の賃借の手続きが行われることになっています。

中島農委 　今、中間管理機構に上がってくる物件は、受け手にとっては作業が困難なところが多いです。マッチングが廃止されるとなると、地域で空いた農地は地域で完結しなさいと思えるのですが。

議長 　極端に言えば、そういうことになります。  
今後は、このような形で進んでいくということをご理解いただきたい。

中島農委 　農業を守っていくということでは理解しました。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第165号について採決いたします。  
「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案」に関して異議なしと意見を付す  
ことに賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、議案第165号については、異議なしとして市長へ提出することに決  
定いたします。  
議案第165号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。  
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め  
ます。

事 務 局 報告します。調書は20ページから22ページ、参考図は56ページから63  
ページです。  
今月は、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が5件です。以上で  
す。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたしま  
す。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。  
「報告事項」について、お願いします。

事 務 局 ・地域ブロック会議の結果  
・経過と予定

・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告

議 長 報告事項は以上です。  
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。